



かったような衝撃を受けたのでしょうか。被害者の辛さを受け止めようとしたからこそ、重いPTSDになったのかもしれませんが。殺人事件の被害者の遺体というのは、それほどまでに凄惨なものだと思います。ただし、この現実を目を背けて裁判をするべきではありません。被告人の刑を決めるにあたり、被害の実態を正確に把握することが最重要だと思います。裁判員への配慮は、辞退を柔軟に認めることや、事後のケアで足りると思います。この刑事事件は、検察から死刑求刑があり、判決も死刑でした。

平成13年、社民党の議員が、死刑が執行された死刑囚の首についた縄の跡の写真を衆議院の法務委員会に持参し、「このような残虐な行為が死刑なのです、絞首刑なのです、憲法に違反します」と言って法務大臣に詰め寄ったことがありました。この死刑囚が殺したのは3人です。1人目は保険金をかけて夜釣りに誘っ

て海に突き落として溺死させ、2人目にも保険金をかけて鉄棒で滅多打ちに叩き殺して車ごと谷底に落として殺し、事故を装って2000万円を受け取り、3人目は金融業者で、返済の催促がくるために同じように鉄棒で滅多打ちにして殺害し、海に捨てています。あすの会の会員が、この議員に「被害者の遺体を見たくて、死刑囚の遺体が残虐だ、憲法違反だというのか」と詰め寄ったところ、無言だったそうです。この事件の被害者3名の遺体、死刑囚の遺体、合計4名の遺体を並べた時、死刑囚の遺体だけが際立って残虐だといえるのでしょうか。

「せめて殺してから首を切ってください」と懇願する被害者に対し、生きたまま電動のこぎりで首を切断して殺害した事件、仕事のトラブルの相手を殺害しようとしたものの失敗し、その人の妻と妹を拉致して山林に連れ込み、生きたまま粘着テープで拘束してドラム缶に入れ、ガソリンをかけて焼き殺した事件、宝石店に押し入り従業員の女性6人の体を縛り、ガソリンをかけて火をつけて全員殺した事件、などこれはほんの一例です。

死刑廃止を唱えるのであれば、まず被害の実態を詳細に把握し、むごい遺体と向き合うべきです。その遺体が自分の家族であっても、「加害者には生きて償ってほしい、そのために税金を払うことを惜しみません、仮に出所したら社会から隔離されて再犯に走るこたないよう、加害者の隣に住んで家族ぐるみでお付き合いします。」と胸を張って言える人だけが主張していいのだと思います。

被害者の遺体は尊いものだと思います。そのご遺体を前にして、絞首刑が残虐な刑罰だなどという議論は何の意味も持たないように思います。

## 4. パネルディスカッション (要約)

### 生きて償う

生きて償うという発想自体がおかしい。犯人がそのまま生きていくことがそのこと自体が被害者にとって苦痛で、生きては償うことはできない。ただ生きていくだけというのは困る。被害者と同じように苦しんでほしいと思う。今の絞首刑は残虐な刑罰にあたらない。できるなら殺害された方法と同じ方法で死刑執行してほしい。自分自身の死と向き合うことが必要で、反省することと償うということは繋がらない。刑を決めるのに検討すべき要素ではない。本当に真人

間になった犯人は死刑を受け入れるのではないか。

### 更正の可能性

犯人が更生できるから死刑にするなというのが、更生することに、責任とれるのか。責任をとる形が死刑だと思う。更生ということを遺族としては全く求めてない。更正の可能性と償いは結びつかない。その主張に違和感があるというのが被害者遺族の共通した意見。過去を整理して、それが償うということ。償うということが埋め合わせるということ。裁判官は更生の可

能性をすぐ認めているというところが引っかかる。将来のことは誰も分からないのだから、それを死刑の判断の要素の中にいれるというのは誤っているのではないか。犯罪に対して責任をとる形が死刑だと思うので、更生ということに関しては遺族としては全く求めていない。

## 死刑について

何をしても死刑なのだから謝っても仕方がない、だから謝罪もしないというスタンスになってしまう犯人もいる。制度をなくしてしまえば選択できない。選択肢は多く柔軟であった方がいい。

更生とか反省するとかいうことと死を持って償ってもらおうということとは別問題ではないか。命あるその人に対して死刑を求めると言うことは、まさに求める側、遺族の方が人の命をないがしろにしているのではないか、軽んじているのではないか、という反論もあるが、命を軽んじるということにはならなくて、犯行に見合う刑罰を下すという事である。人の命を軽んじているのではなくて人の命が大事だからこそ悩み抜いて命を懸けて、死刑判決を出されたのではないかと思う。手続きを経て判決が出たものは決して命を軽んじているのではなくて、人の命を重視しているからこそその死刑判決だと思う。

## 裁判官の姿勢

死刑のような重たい判決を出したくない。だから出さずに済ませられる方法の理屈だけを並べ立てているというのが判決である。根本的な問題として、裁

判官の養成に問題があるのでは。裁判官は「ごめんなさい」と言ったことがあるのか。一番改めるべきは裁判官ではないか。裁判官の発想は被害者と被告人の平等ではなく、被告人間の平等である。過去の被告人との刑罰の公平を言っているのだから、過去の先例との一貫性が大切であるという意味である。今までは職業的裁判官だけであったのが、裁判員が入ってきたわけだから判断の結果が変わってくることは当然である。裁判員裁判は職業裁判官のみの裁判が国民の意識から離れているから始まったもの。新しい制度にしたのに制度導入前に合わせるという事は制度矛盾ではないかと思う。

## 今の裁判の刑の基準が杓子定規

法廷刑自体が余りにも幅がありすぎる。人を殺せば死刑とそれだけに決めてくれれば何も悩むことはないではないか。今の裁判の刑の基準が杓子定規すぎてそちらが問題なのではないか。それがまずいから裁判員裁判を作ったはずだが、なぜ五十嵐さんのような事態がおこるのか。最高裁の司法研修所の指針の中に「過去の裁判の一般的な傾向に充分留意すべきだ」と書いてある。明らかに裁判員制度の否定である。裁判所だけで通じる論理が成立して、まさに司法のガラパゴス化になっている。僅かに生身の血の通った人間がそれぞれの事件をどういうふうにどういう事件だったかそれぞれ見て判断しているわけだからその判断を重視しなければいけない。今までの裁判所の論理で覆すというのはとんでもない誤りだと思う。死刑廃止論者が裁判官になっている割合が高いのではないかと思う。



死刑をしない方が美しいみたいな世の中の論調がどうもあるみたいと思う。国民の意思はどうかというのを裁判官自らがきちんと受け止めてほしい。

検察官は被害者のためになっているかというよりは基準で合わせる。犯罪被害者の痛みを分かっている人に裁判官になってもらいたいけれども現実はそのでない場合が結構ある。感情論か死刑にしたくないという思いから単に言うだけで理由が理路整然としていない。加害者と被害者との罪の重さと罰の重さをバランスとるのが弁護士がつけている秤のバジではないのか。

## 誤判の可能性

誤判の可能性があるから死刑は廃止すべきだ。誤判の問題と死刑がリンクしているというのは論理的におかしい。量刑の判断においては先例を踏襲する悪癖がある。事実認定そのものにおいて裁判官の能力は認める。裁判員は明らかに罪を犯したのは明白だということが前提の上でその刑罰をどの程度にしようかと言うことに参加すればいい。社会の秩序を守るためには刑罰という制度が有効であり、刑罰自体の存在は

認めている。重罪に対しては適正な処罰であるということが示せるので、死刑制度があることでプラスの価値の方がある。

誤判の危険性というのは、疑わしきは被告人の利益という原則を徹底することで防げる。取り調べの可視化、科学捜査という点で防いでいける。誤判の可能性が全然ないのに、死刑をなくすという理由にはならない。現に冤罪が起きていることは、存置派にとって一番弱いところ。廃止派にとって弱いところは被害者感情である。被害者も冤罪は望んでない。犯人は処罰してほしいと思うのである。死刑は重いけど無期は軽いという発想で言われるが、無期も30年以上は務めなければいけない。この間、人生を奪われたということは変わらない。誤判は刑事罰全部に付随する問題であって、死刑だけに限らない。冤罪のリスクがあったとしても、現状死刑という制度は維持すべきだ。疑わしきは被告人の利益という方向から誤判にならないようにすべき問題であって、死刑そのものを廃止すべきだというのは論理の飛躍。冤罪の可能性よりも本来死刑になるはずの者が無期懲役になっていることに問題があるのではないか。だからこそ裁判員制度ができたのであってこれを否定するような判決はおかしい。

## 5. 総括

### 日本の文化に根ざした死刑制度

弁護士 高橋 正人

諸澤先生がされるはずでしたが、ご欠席になりましたので、私の方から総括と言うことでお話をさせていただきます。

死刑制度の廃止は、世界の趨勢、潮流などとよく言われます。世界に約200カ国ぐらいありますが、その内141カ国が廃止、57カ国が存続であります。そうすると、特にヨーロッパ諸国からは日本も死刑を廃止すべきだ、国連からも廃止してはどうかとよく勧告を受けるわけです。しかしこれは、ちょっと国際法上問題があるのではないかと私は思います。やはり国際社会というのは主権国家です。主権国家は平等であります。その時に内政に干渉してはいけないというのが国際法の大原則であります。死刑にするかどうかは、まさに単純な司法制度の問題ではなくて、各国の独自の文化に根ざした司法制度の中として死刑制度があると私は思います。日本では国民の85.6%が死刑制度に賛成しています。これはどういうことかという、社

会の秩序を維持したり、あるいはその国の倫理的な文化を維持していくためには、どうしても死刑制度が必要なんだと、そう国民が考えたことの証じゃないかと思えます。

古い話ですが、江戸時代には仇討ちということが法制度として認められていたわけです。当初は武士の面目を保つということで作られたようですが、実際には市民一般に広がっていました。一般の市民もそれを支持し、賞賛していたわけです。明治6年までそれが続いておりました。こうしたことから、日本人、あるいは文化、精神構造の中では、人の命を奪った者に対しては、場合によっては、命を持って償ってもらわないといけないとそういう道徳観が根付いていると思います。遺族が死刑を求めるというのは、まさにそういった道徳的価値観に裏付けられた国民の応報感情を断言していると私はいつもそう捉えています。従いまして他国からどうのこうのと言われたからと言って、我が国が制度を変えようということは我が国が主権国家であることを放棄することになると考えております。

次に日本の文化に根ざした死刑制度はこれからも